

保育利用調整基準

令和6年度版

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本指数」及びその他の状況に応じた(2)「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1)基本指数

保育を必要とする事由に従い設定する。

- ・父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を設定する。
- ・父母それぞれの指数の合算を基本指数とする。
- ・ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本指数と(9)その他の不存在等の50との合算を基本指数とする。
- ・父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本指数が高い方の要件を採用する。
- ・利用調整時点において、育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。

(2)調整指数

①保護者の就労状況等②保護者の心身の状況③世帯の状況④申込児童の状況⑤保育の代替手段⑥その他の状況に応じて加減点する。

※基本指数及び調整指数の合計が同一指数で並ぶ場合には、(3)「順位表」により優先順位を設定する。

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数	
			父	母
(1)就労 ※1		●勤務時間が1か月に160時間以上	50	50
		●勤務時間が1か月に150時間以上160時間未満	48	48
		●勤務時間が1か月に140時間以上150時間未満	46	46
		●勤務時間が1か月に130時間以上140時間未満	44	44
		●勤務時間が1か月に120時間以上130時間未満	42	42
		●勤務時間が1か月に110時間以上120時間未満	40	40
		●勤務時間が1か月に100時間以上110時間未満	38	38
		●勤務時間が1か月に90時間以上100時間未満	36	36
		●勤務時間が1か月に80時間以上90時間未満	34	34
		●勤務時間が1か月に70時間以上80時間未満	32	32
		●勤務時間が1か月に64時間以上70時間未満	30	30
		●内職	20	20
(2)出産		●妊娠・出産(予定日の4週前の日が属する月から、産後8週を経過する日が属する月末まで)	/	
(3)疾病	入院	●1か月以上入院	50	50
	居宅内療養	●常時臥床(寝たきり)など自律的外出が困難である	50	50
		●月複数回以上の通院加療を要する	30	30
	●上記以外の自宅療養	25	25	
(4)障がい		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	50	50
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	41	41
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	33	33

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数	
			父	母
(5)介護・看護	同居の親族	●医療機関に入院した者の付添い看護等をする	50	50
		●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	50	50
		●通院が1か月以上の者の付添いをする	25	25
		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	50	50
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	40	40
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	30	30
		●障がい児（者）の通学に常時付添いする	25	25
		●介護保険施設・障がい者施設の通所に常時付添いする	25	25
		●上記以外の介護・看護	20	20
(5)介護・看護	別居の親族	●医療機関に入院した者の付添い看護等をする	45	45
		●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	45	45
		●通院が1か月以上の者の付添いをする	20	20
		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	45	45
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	35	35
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	25	25
		●障がい児（者）の通学に常時付添いする	20	20
		●介護保険施設・障がい者施設の通所に常時付添いする	20	20
		●上記以外の介護・看護	15	15
(6)災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている		50	50
(7)求職活動	●生計中心者が求職中である場合（ひとり親等も含む）		30	30
	●生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合		25	25
	●上記の世帯以外で、求職中である場合		15	15
(8)就学等	就学・技術習得等のため、日中保育にあたることができない場合		(1)準用	(1)準用
(9)その他	不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50	50
	前各号に掲げるもののほか、市長が明らかに保育が必要と認める場合		※2	※2

※1 就労時間は、1か月を4週として判断する。また、休憩時間を含む。

※2 市長が定める。

(2)調整指数表

令和6年度版

区分	番号	具体的内容	調整指数	備考
保護者の状況	1	保護者が月120時間以上で、市内の特定教育・保育施設等に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等である場合（内定を含む）	20	
	2	保護者が月120時間未満で、市内の特定教育・保育施設等に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等である場合（内定を含む）	15	
	3	就労内定の場合	-2	
	4	通信制大学、通信教育の学生である場合	-5	保育要件が就学の場合のみ調整
	5	保護者が精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳のいずれかの交付を受けている場合	4	対象者が複数該当する場合でも1度のみ加算、手帳の写し等の提出がある場合のみ加算
	6	保護者が精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付をひとりで受けている場合	2	対象者が複数該当する場合でも1度のみ加算
世帯の状況	7	保護者の一方が長期入院や単身赴任等で長期不在の場合	2	1か月以上を対象とする
	8	世帯員（保護者を除く）が、要介護認定されている、または精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳のいずれかの交付を受けている場合	2	対象者が複数該当する場合でも1度のみ加算、要介護認定証、手帳の写し等の提出がある場合のみ加算
	9	ひとり親世帯	15	
	10	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	9	
	11	両親がいない世帯で、申込児童を両親以外の者が保育している場合	5	
	12	65歳未満の同居の親族が保育可能である場合	-6	
	13	社会的養護が必要なもの（虐待やDVのおそれがあること）	30	
14	保育料等を滞納している世帯（分納誓約があり、6か月以上履行しているもの、または児童手当からの充当手続きをしているものは除く）	-50		
申込児童の状況	15	複数人の兄弟姉妹（多胎児含む）が保育所等を同時に利用申請する場合	1	項番16との重複不可
	16	兄弟姉妹が認可保育所等にすでに入所しており、申込児童が同一の認可保育所等の利用を希望する場合（令和6年3月時点で在籍する兄弟姉妹を含む）	20	併設する幼稚園についても対象、1ヶ月以上在籍する兄弟姉妹が対象、在籍園限定で加点
	17	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合	5	公立のこども園は認定こども園とは異なるため、対象外
	18	認可外保育施設が認可施設や事業に移行した場合であって、移行前からの当該施設の在園児である場合	50	
	19	年齢上限のある保育所等を卒園し、引き続き別の保育所等への入所を希望する場合	20	
	20	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園 市外委託先から市内保育施設への転園 市外からの転入予定で現在居住地の認可保育施設在園の新規申込	2	※1 その他の調整指数との重複不可
21	上記以外の理由による転園	-20	※1	

(2)調整指数表

令和6年度版

区分	番号	具体的内容	調整指数	備考
保育の代替手段	22	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度内（翌年度4月1日を含む）に育児休業から復帰しなければならない場合	4	就労証明書に記載されている場合のみ適用
	23	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、上記以外の場合	2	就労証明書に記載されている場合のみ適用
	24	保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所している	6	
	25	希望する保育所等に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合	-90	
	26	申込児童を同伴で就労している	1	項番28との重複不可
	27	事業所内保育施設・認可外保育施設を利用しているもの	3	
	28	申込児童を同伴で就労しているが、職種により危険を伴う場合	3	※2（項番26との重複不可）
その他	29	市外居住者（転入予定者を除く）	-50	※3
	30	利用の内定を自ら辞退したもの	-50	年度内は継続するものとする
	31	入所申込受付期間内に申請したもの（0歳児は除く）	10	※妊娠・出産、災害復旧の場合は申込期間終了後の申請も対象

※1 転園申請はきょうだい同時利用等のやむを得ない事由を除き、調整指数の加点をなしとする。

※2 職種により危険を伴う場合とは、主に以下の業種を指す。

・刃物を取り扱う業種（例：理髪店等） ・大型な機械を取り扱う業種（例：印刷業等）

・火を取り扱う業種（例：食堂の調理場等） ・薬剤等を取り扱う業種（例：塗装工場等）

但し、上記の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなす。

※3 転入することが確認できる書類（賃貸借契約書・土地売買契約書の写し等）の提出があるものを転入予定者とする。

(3)順位表

1	基本指数が高いもの
2	当該保育所等の希望順位が高いもの
3	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯
4	希望する施設と自宅が同一小学校区内（災害・緊急時対応のため）※ 1
5	希望施設数を多く記入しているもの（最大第 5 希望まで）
6	親の勤務地が遠い世帯
7	直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低いもの
8	待機期間が長いもの

※ 1 同一小学校区内に施設が所在しない場合は、中学校区内の施設を対象とする。

***親の勤務地の区分（順位表 6 にて利用）**

1	県外	4点
2	県内（隣接していない市町村）	3点
3	県内（隣接している市町村）	2点
4	市内	1点

・ひとり親世帯については、不存在者の点数は 1 を適用し、4 点とする。